

「コロナの影響はどうか?」と会外業者へチラシと新聞で対話訪問

中央ブロック訪問行動

6月20日に中央ブロックで対話訪問行動を行いました。野上会長（行政書士）と事務局で3グループに分かれてかみふるまち周辺を中心に訪問を行い、今のコロナ禍での営業の様子などを聞いて廻りました。カラオケ喫茶を営むオーナーからは「お客さんが激減して大変！それにこのビルから立ち退かなくてはならないし、今後どうしようか迷っている。持続化給付金などは苦労したけれど、なんとか自分で申請しました」との声が。また別の飲食店オーナーは「ちょうど税務の事で相談したいと思っていました。今度事務所へ伺います。」など対話に花が咲きました。今後も引き続き訪問を行います。

北東ブロック訪問行動

北東ブロックも同じく20日に訪問行動を計画し、中地区・大形地域・石山地域に分かれて行動しました。

大形地域の行動では、昼の時間帯でなかなか対話とはならなかったものの、チラシに対する反応は上々。石山地域では新しい若葉町の住宅地へ60枚のチラシをポスティングしました。

山の下地域では倉島支部長も参加。東山ノ下・太平地域には高橋士郎副会長が参加しました。訪問した会外業者のラーメン店では、「協力金を申請しお客も戻ってきて一安心したけど、いつ新型コロナウイルスの第2波がくるか分からないから油断はできない」と語っていました。また、別の会外業者の居酒屋は「融資や助成金の申請などコロナ危機を打開するための準備をしている状態です」と話していました。

訪問対話は業者の実態の確認と要求を掘り起こす機会にするため引き続き行っていきます。



新潟民商

新潟民主商工会
新潟市沼垂西3丁目
電話 (243) 0141

20年6月29日

日程

- 7月1日(水) 消費税宣伝行動(古町十字路)
- 7月8日(水) 常任理事会
- 7月19日(日) 新潟民商定期総会

活用しよう!

新潟県・新潟市のコロナ対策制度

◇新潟県三密対策支援金について

新型コロナウイルスの感染予防のために4月1日以降に購入した、飛まつ防止のためのパネルや空気清浄機などの衛生設備にかかった税抜きの費用について、1事業者当たり5〜20万円の範囲で全額補助がでます。

※マスクなどの衛生用品は単独では申請できませんが、衛生設備と合わせれば申請できます。

申請には規定の書類のほか、物品を購入した日付や税抜きの金額が分かる領収書の写し、衛生設備を實際に導入したことが分かる写真などの提示が必要となります。

県の支援金の対象業種と対象経費

業種	主な施設例
飲食・サービス	食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋、バー、スナック、ナイトクラブ、持ち帰り弁当店、移動販売店、宅配ピザ屋
宿泊	ホテル、旅館、民宿、山小屋
小売り	スーパー、コンビニ、洋服店、パン店、ドラッグストア、ガソリンスタンド、書店、花屋、リサイクルショップ
生活関連サービス	理美容店、クリーニング店、エステサロン、ネイルサロン、銭湯、旅行業、冠婚葬祭業
娯楽	映画館、ライブハウス、フィットネスクラブ、ゴルフ場、ゲームセンター、ダンスホール、カラオケボックス
道路旅客運送	バス、タクシー
教育・学習支援	幼稚園、学校、学習塾、スイミングスクール、料理教室
その他サービス	集会場(講演や展示などに使う施設)

項目	目的	主な物品例
衛生設備	飛まつ感染防止	パネル、ビニールカーテン、対人距離確保を目的としたサイン
	消毒	自動型手指消毒器、除菌剤の噴霧装置、自動水栓、自動ソープディスペンサー
	換気	換気扇、ウイルス対策が可能な空気清浄機、換気や空気清浄機能を持つエアコン
	衛生管理	非接触体温計、サーモカメラ
衛生用品	その他	セルフレジ、キャッシュレス対応機器
		マスク、フェースシールド、ゴーグル、ガウン、アルコール消毒液、洗浄剤

【受付期間】 6月30日～7月31日 (予算の15億円に達し次第終了となります)

活用される方は各地の相談会へ参加するか、民商事務所までご相談ください。

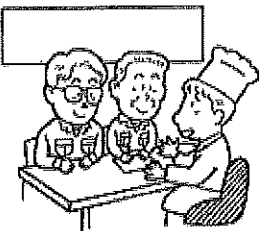
新型コロナ対策相談会に会外業者も参加「制度活用で何としても苦境を乗り切ろう！」

他団体と共同で相談会を開催、大江山支部

大江山支部は20日に大江山地域をよくする会主催の相談会を開催し、新潟民商からは7名が参加しました。

冒頭を守る会の井浦会長からあいさつがされ、続けて民商から持続化給付金の説明が行われました。建築業の会員はその場で申請を終わらせて「ありがたいけど100万円では足りない。もっと増やしてほしい」と政府への怒りの声を上げていました。また別の会員は「申告が終わっていないので申告を済ませたら自分で申請してみる」と元気を出して帰っていきました。

相談会には会外の方が3名も参加。国保・介護保険の減免や雇用調整助成金などについて、自分が該当するのかなどの相談をしていました。

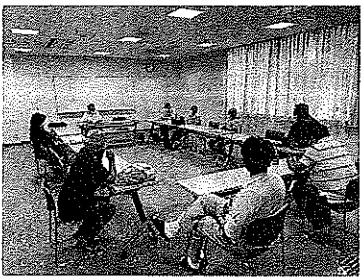


役員が相談員として大活躍、亀田支部

亀田支部では21日に亀田市民会館にて相談会を開催。この相談会には12名が参加しました。

最初に吉田支部長が「大変な状況だが制度を活用してみんなで乗り切ろう」と挨拶。続けて松本副会長から持続化給付金の説明が行われました。

説明後に松本副会長と黒井常任理事が相談員となり相談会がスタート。各々スマホなどを使い申請を進めていきます。中には資料が足りずに家と会場を行ったり来たりする人も。四苦八苦しながらも参加者のほとんどが申請を終えることが出来ました。参加者からは「こんな申請自分一人ではとって出来なかった。相談会に参加して本当に良かった」と感想が出されていました。



また相談会には会外の飲食店オーナーとフリーランスの方も参加しました。

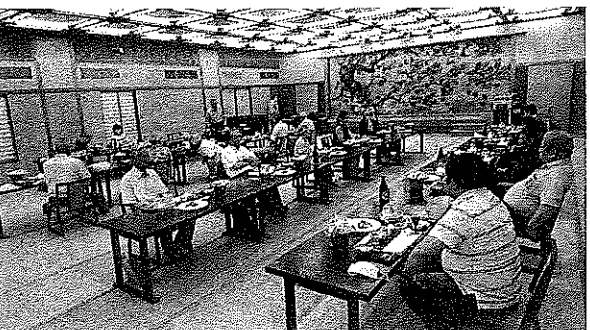
「仲間を大切に増やして支部を強くしよう」

石山支部総会開催

6月21日(日) 石山支部で「白玉の湯・泉慶」を会場に支部総会が開催されました。

市橋雅彰副会長、飯塚孝子市議、渋谷明治前県議を来賓に迎え、19名が出席しました。(うち、新入会員2名)

伊藤隆支部長はあいさつで「入会はあるものの、廃業などによる退会に追いつかない。民商の力を弱めないためにも仲間を紹介してほしい」と拡大を訴えました。



総会は来賓あいさつ、活動報告、会計報告と進み、年6回以上の班会を開催した「猿ヶ馬場班」が表彰を受けました。総会後は温泉で疲れを癒し、懇親会では料理やお酒、カラオケなどを楽しみ、親睦を深めました。

源泉所得税及び復興特別所得税の納付

源泉税の納期特例を受けている事業所は1月～6月までの従業員・役員から預かった源泉所得税を「納期限」までに納めましょう。

納付期限 7月10日(金)

なお、納付書をなくした方は税務署に連絡して送付してもらいましょう。又、納期の承認を受けていない場合は、給与を支払った月の翌月10日が納付期限となっています。忘れずに収めましょう。

